

平成二年運輸省令第三十三号

貨物自動車運送事業報告規則

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六十条第一項（同法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貨物自動車運送事業報告規則を次のように定める。（趣旨）

第一条 貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第六十条第一項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、この省令の定めるところによる。（事業報告書及び事業実績報告書）

第二条 貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又はその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期に提出しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 一般貨物自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）	所轄地方運輸局長	前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書	毎事業年度の経過後百日内
二 特別積合せ貨物運送（運行系統が二以上の地方運国土交通大臣報告書）	所轄地方運輸局長	前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書	毎事業年度の経過後百日内
三 特定貨物自動車運送事業者	所轄地方運輸局長	前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書	毎事業年度の経過後百日内

2 前項の事業報告書は、事業概況報告書（第一号様式）並びに貸借対照表、損益計算書及び次に掲げる財務計算に関する明細表とする。

一 一般貨物自動車運送事業損益明細表（第二号様式）
二 一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第三号様式）
3 第一項の事業実績報告書は、貨物自動車運送事業実績報告書（第四号様式）とする。

第二条の二 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者に係るものにあつては所轄地方運輸局長（特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であつて、届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が百キロメートル以上である場合にあつては国土交通大臣）に、貨物軽自動車運送事業者に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、それぞれ提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 事業の種類（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業の別をいう。）
三 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

四 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）
五 実施日
（臨時の報告）

第三条 貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者は、前二条に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関する報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。
（報告書の経由）

第四条 この省令の規定により国土交通大臣に報告書又は届出書を提出するときは、所轄地方運輸局長を経由することができる。

2 この省令の規定により国土交通大臣又は地方運輸局長に報告書又は届出書を提出するときは、その主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由することができる。

附則 この省令は法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行し、第二条の規定は平成二年十二月一日以降に開始する事業年度に係る営業報告書について適用し、第三条の規定は平成三年度以降に係る事業実績報告書について適用する。

附則（平成六年三月三〇日運輸省令第二号）抄
1 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成八年三月二五日運輸省令第二号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

（貨物自動車運送事業報告規則の一部改正に伴う経過措置）
2 この省令の施行前に開始する事業年度に係る営業概況報告書、一般貨物自動車運送事業損益明細表及び一般貨物自動車運送事業人件費明細表の様式については、なお従前の例によることができる。

3 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書の様式については、なお従前の例によることができる。

附則（平成一〇年六月一九日運輸省令第四一号）抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二二年一月二九日運輸省令第三九号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年三月二八日国土交通省令第五七号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前に開始する事業年度に係る営業概況報告書の様式については、なお従前の例によることことができる。

3 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書の様式については、なお従前の例によることことができる。

附則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成一五年一月二〇日国土交通省令第六号）抄
1 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

第3号様式（第2条関係）（日本産業規格A列4番）

事業者番号

一般貨物自動車運送事業人件費明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所
事 業 者 名

(単位：千円)

区 分	運 送 費			一 般 管 理 費	合 計
	運 転 者	そ の 他	計		
役 員 報 酬					
給 料 ・ 手 当					
賞 与					
(小 計)					
(支給延人員) (人月)					
退 職 金					
法 定 福 利 費					
厚 生 福 利 費					
臨 時 雇 賃 金					
(雇用延人員) (人日)					
そ の 他 の 人 件 費					
合 計					

- 備考 1 (支給延人員) 欄には、給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における合計人員(人月)を記載すること。
 2 (雇用延人員) 欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員(人日)を記載すること。
 3 運送費に係るその他の項については、荷扱手・助手、事務員等の給料・手当等について記載すること。

第4号様式（第2条関係）（日本産業規格A列4番）

事業者番号

区分	一 般	特 定
	特種利用(聖櫃)	

貨物自動車運送事業実績報告書

あて

住 所
事 業 者 名
代 表 者 名
電 話 番 号

事業概況 (年3月31日現在)

事業用自動車	従 業 員 数	人 運 転 者 数	人
--------	---------	-----------	---

事業内容 (前年4月1日から3月31日まで)

・ダンブによる土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・基準線と認定車両による長大物品等輸送	・原木、製材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・その他()
・危険物等輸送	

輸送実績 (前年4月1日から3月31日まで)

区分	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	走行キロ (キロメートル)	実車キロ (キロメートル)	輸送トン数		営業収入 (千円)
					実運送 (トン)	利用運送 (トン)	
北海道							
東 北							
北陸信越							
関 東							
中 部							
近 畿							
中 国							
四 国							
九 州							
沖 縄							
全国計							

事故件数 (前年4月1日から3月31日まで)

交通事故件数	重大事故件数	死者数	負 傷 者 数
--------	--------	-----	---------

- 備考 1. 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
 2. 従業員数は、兼営事業がある場合は、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含まぬものとする。
 3. 事業内容については、主なもの三項目以内を○で囲むこと。
 4. 危険物等とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)別記様式の(注)の「積載危険物等」をいう。
 5. 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績(ただし、輸送トン数(利用運送)については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量)について記載すること。
 6. 交通事故とは、道路交差法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
 7. 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。